

5 輸国第 2413 号
令和 5 年 9 月 28 日

北海道農政事務所長
各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙の
一部改正について

我が国からインドに輸出する一部の食品については、「農林水産物及び食品の
輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生
労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙 IN-01「インド向け輸出食品の輸出証明書
取扱要綱」(以下「取扱要綱」という。)に基づき取り扱われているところです。

今般、取扱要綱について、下記のとおり所要の改正を行い、令和 5 年 10 月 1
日から施行することとしましたので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。
また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 NON-GM 証明書の発行手続きを改正 (申請先に地方農政局等を追加)
- 2 組織名を「輸出支援課」から「規制対策グループ」に変更
- 3 その他所要の改正